



学校だより

令和5年5月1日
市川市立第六中学校
校長 植木 昭貴

日増しに暖かくなり、夏の訪れを感じさせるような日も増えてきました。生徒たちは明るく前向きに節度をもって学校生活を過ごしています。授業も本格的に始まり、学校では日常の生活風景が見られるようになっていきます。1年生も多くの生徒が部活動に加入し元気に活動しています。

5月は修学旅行（3年生、京都方面）、体育祭と大きな行事があります。現在準備を進めていますが、生徒にはそれぞれの行事を通して達成感や充実感、そして良い思い出を作してほしいと願っています。

【ユニバーサルデザインの視点を踏まえた環境作り】

ユニバーサルデザイン（以下UDと記載）というワードが徐々に浸透してきており、本校でもUDの視点を踏まえた環境作りを進めています。例えば、教室の前面黒板の周りにはなるべく掲示物等を貼らないようにし、生徒が授業に集中しやすい環境を作っています。

また、校内各所に伝えたいことが一目でわかるよう、表示等は図を取り入れるなど工夫しています。今後も随時取り入れていきたいと考えています。（この字体もUDフォントを使っています。）



3年生の教室より



2年生の教室より



1年生の昇降口より

【こども基本法が施行されました】

令和5年4月、こども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。こどもは大切な存在という考えのもと、こどもたちが自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように社会全体で支えていくことを目指していくための基本となる事項を定めた法律です。その中で基本理念を紹介します。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取り扱いを受けないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が保証されること
- 4 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

こども基本法は、主にこども施策に係る内容となっておりますが、学校やご家庭においても上記の理念を理解した上でこどもと関わっていくことが大切であると思います。詳しくはこども家庭庁作成の資料をご覧ください (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku_suishin/230323/kihon.pdf)

【ホームページを是非ご覧ください】

学校やお子様の様子を随時ホームページにアップするのようにしたいと思います。「六中情報」または「新着」からご覧になれます。少なくとも週に1～2回はアップできるよう心がけていきます！時間のある時に是非ご覧ください。